

国民健康保険にご加入の皆さまへ

こんな時、ケガの治療で保険証を使ったら
保険者へ**届出**が必要です。

届出



交通事故



ケンカ
・暴力



他人のペットに
噛まれた

などなど…



このような他人の行為により負傷した
場合のことを**第三者行為**と言います



まずは、ご加入の健康保険の窓口へご相談ください。

八尾市国民健康保険のかたは、
八尾市役所 健康保険課 国民健康保険係 給付担当

TEL 072-924-3865

ご協力よろしく申し上げます。

